

個人住民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金

所得税		個人住民税	
1 国又は地方公共団体に対する寄附金		[国は対象外] 都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと寄附金)	
2 公益社団法人、公益財団法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして財務大臣が指定したもの		住所地の共同募金会 住所地の日赤支部	<p>(国の控除対象寄附金のうち) 都道府県・市区町村が 条例で指定する寄附金</p>
3 特定公益増進法人に対する寄附金	① 独立行政法人		
	② 試験研究、病院事業の経営、社会福祉事業の経営及び介護老人保健施設の設置及び管理を主たる目的とする地方独立行政法人		
	③ 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社		
	④ 公益社団法人・公益財団法人 (旧民法34条により設立された法人で科学技術の研究などを行う特定の法人等含む(平成25年11月までの経過措置))		
	⑤ 私立学校法人で、学校の設置若しくは学校及び専修学校、若しくは各種学校の設置を主たる目的とする法人		
	⑥ 社会福祉法人		
	⑦ 更生保護法人		
4 国税庁長官の認定を受けたNPO法人に対する寄附金			
5 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭			
6 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金 (平成25年11月までの経過措置)			
7 政党等に対する政治活動に関する寄附金		[対象外]	

※ 上記のうち、次の寄附金が今回の公表の対象

- ・ 都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと寄附金)
- ・ 都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金